

「今」から知っておく！

あなたを支える 成年後見制度 と 日常生活 自立支援事業

「成年後見制度」とは

高齢や障がいにより、自分で物事を決めることが難しくなった人に対し、裁判所が選任した後見人などが、本人の意思を尊重しながら、財産の管理や福祉サービスの契約、施設への入所手続きなどを支援します。将来、正しい判断が十分にできなくなる場合に備えて、あらかじめ自分が希望する後見人を選び契約しておく任意後見制度もあります。

「日常生活自立支援事業」とは

日常のお金の管理や福祉サービスの利用などについて、自分一人で判断することに不安のある人に対し、社会福祉協議会の支援員が手続きなどをお手伝いします。

「三条市成年後見支援センター」で 「これから」のこと相談してみませんか

市では、成年後見制度に関する相談窓口として、4月から新たに「三条市成年後見支援センター」を開設しました。日常生活自立支援事業についても同じ窓口で相談できます。相談は無料です。家族や親族後見人などからの相談も受け付けます。

三条市成年後見支援センター ☎47-4787

所在地 東本成寺2番1号(三条市総合福祉センター)

開設時間 月～金曜日(祝日および年末年始を除く。) 午前9時～午後5時



ホームページ



業務内容



日常生活
自立支援事業



三条市成年後見支援センター センター長
(三条市社会福祉協議会)

なべしま ひろ き
鍋嶋 弘樹 さん

「三条市成年後見支援センター」が4月に開所し、三条市社会福祉協議会は、市から運営を委託されています。これまでの「日常生活自立支援事業」「生活困窮者自立支援事業」「法人後見事業」に加え、この度の相談窓口の開設で、「困ったときは社会福祉協議会に来れば何とかなる!」という体制が整備されたと思っています。

認知症や障がいなどで自分で物事を決めることが難しい方を支援する体制が不十分であったり、支援する家族などがいない、いても支援できなかったりといった事例が年々増えてきていると感じています。そのようなときでも気軽に相談できる窓口として、当センターを利用いただきたいと思います。

特集 1

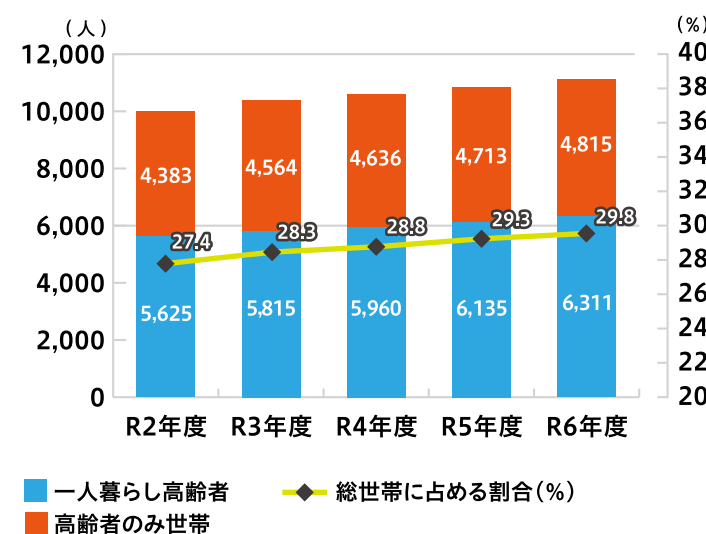
自分一人で物事が決められなくなる前に 「今」でできること、知っておくこと

高齢化が進み、認知症になるリスクが高まる75歳以上の人や、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加しています。一方で、知的障がいや精神障がいがある人の保護者から、「親亡き後」に関する相談が増加しています。本特集では、もしも自分一人で物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなったりしたときでも、自分の権利を守りながら地域で暮らし続けていくための制度や取り組みをお伝えします。

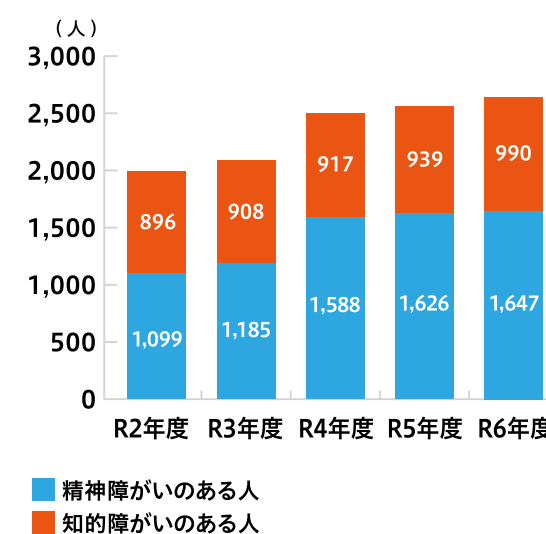
地域包括ケア推進課

☎34-5700

一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯推移



障がいのある人(知的・精神)人数推移



一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯は年々増加し、総世帯数の約3割を占めるほか、家族や親せきがいなかったり、さまざまな事情で頼れないといった、いわゆる「身寄りがない」人からの相談が増えています。また、精神障がいや知的障がいがある人も増えています。



弁護士・三条市権利擁護のための
地域連携ネットワーク協議会 会長

なかざわ たい じ ろ う
中澤 泰二郎 さん

「自分の人生、生活は自分で決める」、これは当たり前のことです。

しかし、判断能力が衰えていくときなどにおいては、必ずしもそうなるとは限りません。財産管理を任せていた人に、家を勝手に処分されてしまった人がいます。自宅に住み続けたいのに、一人暮らしは無理と言われ、納得のいかないまま施設に入所する人もいます。

前々から自分はどのように生きたいのか、生活したいのかを、書き残しておくといえでしょう。自分の意向を可能な限り反映してくれる支援チーム(地域包括支援センター、相談支援事業所など)を利用するのもよいと思います。成年後見制度利用の検討も大切です。あらかじめ「備え」をしておくことが重要です。